

国際フォトンケア科学学会(IPCSA)会則

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、国際フォトンケア科学学会(英文名:International Photon Care Science Academy、略称:IPCSA)と称する。

第2条(事務局)

本会の事務局は、東京都千代田区神田和泉町1-6-16 ヤマトビル405(株式会社水と光子内)に置く。

第3条(目的)

本会は、フォトンケア科学の確立、および現代医学を補完するコンディショニング技術の普及を通じて、世界中の人々の健康とQOL(生活の質)向上に貢献することを目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. フォトンケアに関する教育・研修、および認定試験の実施
2. 「フォトンビーム®エキスパート」等の資格認定および管理
3. 学術情報の収集、調査研究、および提言レポートの発行
4. 会員相互の技術向上と情報交換のための勉強会の開催
5. フォトンケアに関連する製品(食材、飲料、環境等)およびサービスの認証、ならびに認証マークの付与
6. 関連団体、行政、医療機関等への情報の提供および提言活動
7. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条(会員種別)

本会の会員は、次の2種とする。

1. 正会員(認定エキスパート会員):本会の指定する研修を修了し、認定を受けた個人。
2. 賛助会員:本会の目的に賛同し、事業を支援する個人または団体。

第6条(入会および資格の維持)

本会の正会員となるには、所定の研修を修了し、認定登録を行うものとする。資格の維持には、次条に定める年会費の継続的な納入を必要とする。

第7条(会費)

正会員は、本会の運営および資格維持のため、年会費18,000円(消費税別)を支払うものとする。

2. 会費の支払いは、原則としてクレジットカードによる自動更新決済を用いるものとする。

3. 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返金しないものとする。

第3章 組織・運営

第8条(役員)

本会に次の役員を置く。

1. 代表:1名(尾崎 正彦)。本会を代表し、会務を統括する。
2. 技術顧問:1名(小川 陽吉)。本会の技術理論の監修および助言を行う。
3. その他、執行部、運営委員会、監査、学術顧問等は代表が適宜指名する。

第9条(事務局運営)

本会は任意団体として運営されるが、事務局実務および会計管理は株式会社水と光子が全面的に代行・支援するものとする。

第4章 資格および認証の管理

第10条(認定ロゴ・認証マークの使用)

正会員および認証を受けた者は、本会が認めた期間および範囲に限り、認定ロゴ、認証マーク、名称を自身の活動(名刺、看板、WEBサイト、製品パッケージ等)に使用することができる。

第11条(知的財産の保護)

本会が提供する研修テキスト、レポート、認証基準等の著作物およびノウハウは本会に帰属し、会員は本会の許可なくこれを複製、転載、または第三者へ譲渡してはならない。

第12条(禁止事項・除名)

会員が本会の名誉を毀損し、または公序良俗に反する行為を行った場合、代表は当該会員の資格停止、認証の取消、または除名を行うことができる。

附則

1. 本会則は、2024年8月1日より施行する。
2. 本会則の改定は、代表の決定をもって行うことができる。